

議案第137号

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「次条第2項」を「次条第2項及び第3項」に改める。

附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 令和元年11月1日から附則第7項の市規則で定める日までの間における同項の規定の適用を受ける幼保連携型認定こども園に係る前項の規定の適用については、同項中「第7条第2項」とあるのは「附則第7項」と、「については、当分の間」とあるのは「については」とする。

附則に次の6項を加える。

- 5 令和元年11月1日から附則第7項の市規則で定める日までの間における同項の規定の適用を受ける幼保連携型認定こども園に係る前項の規定の適用については、同項中「については、当分の間」とあるのは「については」と、

「

<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="288 1653 876 1861"><thead><tr><th>学級数</th><th>面積（平方メートル）</th></tr></thead><tbody><tr><td>1学級</td><td>180</td></tr><tr><td>2学級以上</td><td><math>320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)</math></td></tr></tbody></table>	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	<p>(1) 満3歳以上の園児の数に応じ、次条第2項の規定により算定した面積</p>
学級数	面積（平方メートル）						
1学級	180						
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$						

」

とあるのは

「

<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="288 546 879 757"><thead><tr><th>学級数</th><th>面積（平方メートル）</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 学級</td><td>180</td></tr><tr><td>2 学級以上</td><td><math>320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)</math></td></tr></tbody></table>	学級数	面積（平方メートル）	1 学級	180	2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	<p>(1) 満3歳以上の園児の数に応じ、附則第7項の規定により算定した面積</p>
学級数	面積（平方メートル）						
1 学級	180						
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$						
<p>次条第2項及び第3項</p>	<p>附則第7項</p>						

」

とする。

(園舎の面積の特例)

6 令和元年11月1日から附則第7項の市規則で定める日までの間における同項の規定の適用を受ける幼保連携型認定こども園に係る第6条の規定の適用については、同条第2号中「次条第2項及び第3項」とあるのは「附則第7項」とする。

(園舎の設備の面積の特例)

7 第7条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる幼保連携型認定こども園（特例基準要件を満たすものに限る。）の設備の面積は、市規則で定める日までの間、当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室 1.65平方メートルに満1歳未満の園児の数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 1.65平方メートルに満1歳以上満2歳未満の園児の数を乗じて得た面積

(3) 保育室又は遊戯室 1.65平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積

8 前項の特例基準要件とは、次のとおりとする。

- (1) 園児の保育を行う場所について適正な湿度が保たれることその他当該幼保連携型認定こども園の維持管理に関し衛生上必要な措置が講じられることにより、当該幼保連携型認定こども園における衛生的な環境の確保が図られていること
- (2) 園児の清潔を保つために必要な配慮及び園児の健康状態の適切な管理が行われていること
- (3) 当該幼保連携型認定こども園における乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室以外の施設が有効活用されること等により、園児が睡眠をするための場所の確保について特に配慮がなされていること
- (4) 設備及び備品に対する安全点検が適切に行われることにより、当該幼保連携型認定こども園における園児の安全の確保が十分に図られていること
- (5) 整理整頓が常に行われることにより、園児の保育を行う場所の確保が最大限に図られていること
- (6) 当該幼保連携型認定こども園と園児の保護者との密接な連携が図られること等により、当該幼保連携型認定こども園と保護者との間の信頼関係が確保されていること

(報告の徴収等)

9 市長は、附則第7項に定める基準により保育を行う幼保連携型認定こども園における適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその幼保連携型認定こども園に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

10 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

令和元年9月18日提出

大阪市長 松 井 一 郎

## 説 明

幼保連携型認定こども園に係る園舎及び園舎の設備の面積に係る基準の特例を定めるとともに、特例の基準により保育を行う幼保連携型認定こども園の設置者等に対する報告の徴収等の手続を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

（園舎の面積）

第6条 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 省 略

(2) 満3歳未満の園児の数に応じ、次条第2項**及び第3項**の規定により算定した面積

附 則

1－2 省 略

3 令和元年11月1日から附則第7項の市規則で定める日までの間における同項の規定の適用を受ける幼保連携型認定こども園に係る前項の規定の適用については、同項中「第7条第2項」とあるのは「附則第7項」と、「については、当分の間」とあるのは「については」とする。

3 省 略  
4

5 令和元年11月1日から附則第7項の市規則で定める日までの間における同項の規定の適用を受ける幼保連携型認定こども園に係る前項の規定の適用については、同項中「については、当分の間」とあるのは「については」と、

「

<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="288 546 879 763"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td><math>320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)</math></td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	<p>(1) 満3歳以上の園児の数に応じ、次条第2項の規定により算定した面積</p>
学級数	面積（平方メートル）						
1学級	180						
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$						

」

とあるのは

「

<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="288 1254 879 1471"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td><math>320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)</math></td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	<p>(1) 満3歳以上の園児の数に応じ、附則第7項の規定により算定した面積</p>
学級数	面積（平方メートル）						
1学級	180						
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$						
<p>次条第2項及び第3項</p>	<p>附則第7項</p>						

」

とする。

(園舎の面積の特例)

- 6 令和元年11月1日から附則第7項の市規則で定める日までの間における同項の規定の適用を受ける幼保連携型認定こども園に係る第6条の規定の適用については、同

条第2号中「次条第2項及び第3項」とあるのは「附則第7項」とする。

(園舎の設備の面積の特例)

7 第7条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる幼保連携型認定こども園（特例基準要件を満たすものに限る。）の設備の面積は、市規則で定める日までの間、当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室 1.65平方メートルに満1歳未満の園児の数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 1.65平方メートルに満1歳以上満2歳未満の園児の数を乗じて得た面積

(3) 保育室又は遊戯室 1.65平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積

8 前項の特例基準要件とは、次のとおりとする。

(1) 園児の保育を行う場所について適正な湿度が保たれることその他当該幼保連携型認定こども園の維持管理に関し衛生上必要な措置が講じられることにより、当該幼保連携型認定こども園における衛生的な環境の確保が図られていること

(2) 園児の清潔を保つために必要な配慮及び園児の健康状態の適切な管理が行われていること

(3) 当該幼保連携型認定こども園における乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室以外の施設が有効活用されること等により、園児が睡眠をするための場所の確保について特に配慮がなされていること

(4) 設備及び備品に対する安全点検が適切に行われることにより、当該幼保連携型認定こども園における園児の安全の確保が十分に図られていること

(5) 整理整頓が常に行われることにより、園児の保育を行う場所の確保が最大限に図られていること

(6) 当該幼保連携型認定こども園と園児の保護者との密接な連携が図られること等により、当該幼保連携型認定こども園と保護者との間の信頼関係が確保されていること

(報告の徴収等)

- 9 市長は、附則第7項に定める基準により保育を行う幼保連携型認定こども園における適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその幼保連携型認定こども園に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 10 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。